

<原著論文>

養育里親の「不確実性の引き受け」による問題対処と支援ニーズ

A Study on Foster Parents' Needs under the Uncertain Situation

宮里 慶子¹, 森本 美絵²

要 旨

近年、社会的養護における養育里親及び専門里親への社会的期待の高まりのなかで、里親に対する支援が必要とされ諸施策が展開されている。本論は、インタビュー調査により里親の主観的世界に迫り、支援システムが十分機能していない状況下での里親の問題対処の実態を「不確実性の引き受け」と特徴づけ、里親自身が構造的問題を痛感し里親支援策以外の対策をも求めていることを示唆する。そのうえで今後の里親支援のあり方、里親支援という発想に潜む問題を根本的に問う。

キーワード：里親, 支援, 里親養護, ニーズ, 半構造化インタビュー
foster parents, support, foster care, needs, semi-structured interview

1. はじめに

児童虐待の深刻化や貧困等を背景に児童相談所（以下、児相）受付養護相談は近年、増加し、社会的養護の対象となる児童は現在4万人以上にのぼる。これら要養護児童全体のうち施設へ委託される児童は約9割、里親委託は約1割と、日本では従来、社会的養護として児童養護施設等の施設における養護が主流となってきた（厚生労働省2009）。

しかし、被虐待児童の施設処遇困難や施設内虐待事件が後を絶たないこと等から、施設養護中心体制の限界と家庭的養護重視の認識が高まり、大規模施設から小規模ケアへの転換とともに、里親養護の積極的活用を図る方針が打ち出され推進されている。その具体的施策を近年の動向に振り返ると、2002年「里親の認定等に関する省令」、「里親が行う養育に関する最低基準」の省令公布と関連通知による大幅な改革、さらに、2008年児童福祉法の改正により里親の種類、養育里親認定の見直し、里親手当の増額、里親支援機関事業の開始、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の法定化等が行われている。だが、依然として里親制度の活性化には課題が多いといえる。

里親制度がこれまで発展しなかった理由について、国の消極的姿勢や地域間格差にみられる自治体の取り組みの違い、血縁関係重視の家族文化等、様々な意

見・論点があるが、根強く指摘されているのは養子縁組との混同、里親による里子の私物観や「抱え込み」である。上記制度改革でも里親を養子縁組希望者とそうでない養育里親とに明確に分け、とりわけ養育里親の意識改革や専門性の向上、専門里親の養成が重要な課題とされている。

これらの展開において、里親支援策が急速に焦点化されたのには、里親に専門性を求めるとともにそれに伴う負担を軽減する、被虐待児童等に対するケアが困難である、幅広い里親希望者層を募り普及促進を図るために過重な負担を避けることが必要といった理由が挙げられるが、里親支援が必要だとする前提問題について十分な議論はなされていない。本論は、現在支援体制が整っていない状況下で里親が問題をどのように意味づけ対処しているかをインタビュー調査による里親自身の語りから明らかにしたものであり、そこから里親制度をめぐる構造的問題を見出し、里親支援以外の対策の重要性や里親支援のあり方を問う。

2. 調査の概要と本論の位置づけ

2-1 里親支援に関する先行研究の概況

里親制度に関する研究は、歴史研究、国際比較研究（湯沢2004, 庄司2003, 吉澤1987）の他、統計調査によって里親里子の現状や児相の対応等の実態を明らか

1 Keiko MIYAZATO 千里金蘭大学 生活科学部 児童学科

受理日：2011年10月25日

2 Mie MORIMOTO 京都橘大学 人間発達学部 児童教育学科

にしたものが多かったが、近年、インタビュー調査に基づいた質的研究が増え、里親家族研究や里子の成長発達過程、児相の援助過程等の事例分析研究が見られる（安藤2010, 園井2010, 森2008, 和泉2006, 森本・野澤2006, 森2001）。また、最近では、被虐待児童への援助として専門里親の活用に関する研究（青木2008, 木村・芝野2006, 湯沢他2004）が注目される。

だが、日本では里親実践数が少ないこともあり、一部研究者の関心にとどまり多様な研究蓄積がなされているとはいえない。また、法改正を経て、新制度のもとでの取り組みに対する評価と課題整理ははじまったばかりといえ、これまでの里親観や里親の位置づけを改めて見直す必要性があり、未だ混沌とした研究状況にある。里親支援に関する研究も端緒についたばかりといえよう¹⁾（庄司2011, 山口2009, 養子と里親を考える会 2005, 湯沢他2003, 庄司他2002, 湯沢他2002, 太田・坂本2002, 庄司他2000 a, 庄司他2000 b, 庄司他1999, 櫻井1997 a, 櫻井1997 b）。

2-2 インタビュー調査の目的と方法

本論は2010年6月から近畿地区某県内の里親に対するインタビュー調査を中心に児相や児童養護施設、地域里親会、保育所等の関係機関・施設へのヒアリング調査、データ収集による補完をしながら現在も継続している調査において現時点で明らかになったことをもとに論考したものである。この調査の大きな目的は県内の里親の実態－里親養育やとりまく社会環境、支援状況を明らかにし、今後の里親支援をどのように考えるか、地域における具体的支援モデルを示すことにある。

調査対象の里親は、原則、現在里子を委託されている里親であるが、里子受託経験を持ち現在は里子を委託されていない里親、および、過去には制度上「里親」であったが現在は子どもを特別養子縁組している養親、ファミリーホームとなった里親も対象とした。その理由としては、過去に遡り聞き取りを行うこと、継続調査で時間軸を重視すること、里親の心情や考えに法改正の影響がまだ浸透していない過渡期と考えられること、児童福祉システム全体の問題を背景に里親の種類を越えて共通の問題もあるという予想があったこと、県内里親委託の実数が少なく対象者選定が困難等が挙げられる。里親登録のみでまだ受託経験のない里親は調査対象外としている。本論はそのなかで養育里親6事例をもとに論じる。

なお、倫理的配慮として、対象者には予め調査目的の説明をし、録音機器の使用許可を得たうえで調査を行い、個人情報保護の観点から研究紙上発表について対象者の承諾を得た部分を掲載する。記述の仕方も個人が特定されないよう文脈を損なわない程度に適宜加工することで配慮する。

方法としては、制度枠組みや研究者による既存の枠組みに捉われず実態を里親の視点から明らかにすることを考え、半構造化インタビューを採用し、母親役割、父親役割を担う里親に対し個別にあるいは同席面談した他、一部里親の家族からも話を聞いている。インタビューは同一の里親に複数回にわたって行い、一回では聞き漏らす部分を補いながら里子の様子や里親の心境の変化を追い、また調査者との適度なラポール形成を図っている。調査対象者は機縁法的に探し、居住地域に偏りがないように選定している。

その意図せざる結果として、対象者のなかに子どもに関わる職業歴や資格保有者、専門教育を受けた経歴、地域里親会の役職者、複数の子どもの受託経験がある等、里親として比較的力量が認められ、積極的に調査に協力したいという協力姿勢の強いインフォーマントとなっている。ただし、質的研究における代表性や典型性の議論はさておき、里親の経験を扱った事例研究や里親の体験談が掲載された資料・文献等を鑑みて、ことさら本論の事例が里親全体の傾向と比べて特異、例外的である印象はなく、全国平均からすると里親委託率は高い県であるが他の地域と同様の構造的な問題が大きいと考えられることを付言しておく。

2-3 分析の視点

分析にあたっては、このような信念と力量をもった調査対象者が支援体制が十分整っていない現状において、どのように困難を感じているのかという問題の意味づけと対処の連関を捉え、そして、個人的な力量をもってさえも限界ある状況から、支援ニーズ、里親支援とは何かを問う。紙幅の関係上、本論では、里親が情報不足で何事も判断に苦しむ状態におかれながら問題対処する実態を「不確実性の引き受け」と特徴づけ、そのような里親の実態の一側面から里親支援の問題を論じる。里親の抱える困難は他にもいろいろあるが、それらについての分析は今後の課題としたい。

そして、里親支援ニーズを考察するにおいて次の四点を前提とする。第1に、支援の効果や現実的有用性を考える上で里親自身の満足、心情に注意を払うこ

1) 『世界の児童と母性』69, (2010) では「里親支援特集」が生まれ、里親支援についての各論者の現状認識が示されている。

と、すなわち支援とは一方的に支援者側が何らかの便宜を提供しているだけでは成り立たないこと、しかしながら、第2に里親の求めていることを満たすだけでは不十分であり、里親と里子のニーズとは完全には一致しないことから、里親支援のあり方自体を見直す必要があること、第3に第2と関連して、里親自身の感じている、求めていることと専門的な観点、社会的ニーズとのずれを捉えること、第4に法改正後、行政や研究者は新しい制度枠組みで問題の現状や支援を検討する傾向にあるが、里親自身は法改正をどのように捉え、どのような影響があったのか確認をすること、である。

本論では、特に言及しない限り「里親」は養育里親とし、母親役割と父親役割を担う里親の区別が必要な場合、「里母」、「里父」と使い分ける。「里子」は正式には「委託児童」であるが里親の語りに即して用いており、現在措置解除されている子どもも含む。法律上の位置づけはともかく「実子」は血縁関係ある子ども、「実親」は血縁関係あるいは親権ある親とする。また、「養護」は里親家庭や施設で行われるケアとともに見相等が里子に行う援助を含んだ総体を、「養育」は家庭で行われている子どもに対するケア²⁾として用いる。

3. 事例里親の「問題」の意味づけ

3-1 「問題」と「支援」の捉え方のずれ

一般家庭に対して子育て支援が必要とされる時代、実の子どもでさえも子育て困難ならば里子の養育はなおさら難しいことは想像に難くない。施設養護においても対応困難な事例が増えているという報告が散見されるなか、ケアの仕方、養育そのものに関する助言やケア負担の軽減を里親は支援として求めているのではないかという漠然としたイメージを調査前に筆者らはもっていた。このイメージは種々の統計調査により里子の問題行動への対処、里子との関係性に悩む里親は多いことや厚生労働省の支援構想にも見られるので、あながち偏りあるイメージとはいえない。しかし、里親の語りを調査するうち、国の支援策、研究者や量的調査が自明視しがちな問題・支援の捉え方と里親の捉え方とのずれがあるのではないかという疑問が生じた。

本調査において、対象者の里親が里子への対応は容易でないと語ることは実際あり、自分の養育に関する評価や助言を筆者らに求めたり、相談ではなく調査でも話を聞いてもらえるだけで嬉しいという里親もいる。里子との楽しい関わりを語る経験者であっても余裕が決してあるわけではなく、一様に里子をめぐる現状の厳しさについて嘆息し何らかの問題解決を求めている。しかし、それが里親本人への支援を求めている語りとして筆者らにはなかなか聞こえなかった。確かに、調査時以前で各里親家庭に大きな危機が訪れていないことや複数の里子受託経験者が多く個人的力量が高いこと、既存の社会資源や独自のネットワークを活用しながら問題に対処できていることから、里親本人が困っている、悩んでいるので何らかの支援を要望するという語りにはなりにくかったと思われる。また、半構造化インタビューで、どのような支援を求めるかというような直接的質問は抑え、里親の語る現状を聞いたうえで実態を分析し、里親養育と困難の意味づけを確認している調査手法や対象者と調査者との調査のなかでの相互作用も影響しているかもしれない。

だが、詳細に記録を読み返すなかで、調査者が里親の抱える問題をケアの困難を中心として自明視し、対外支援の欠如の状況を確認しがちであるのに対して、事例里親の「問題」や「支援」の捉え方が微妙に違い、両者の間でずれが生じていることに気づく。一例を挙げると、里子受託後の家族内葛藤について、里親は家族の問題であり自分が家族とともに考えていく課題とする認識で対外的支援を必要とする困難な状況とは捉えていないが、調査者は専門家が里親の相談にのる等の支援が整備されていない問題として捉えるといった具合である。このような里親の認識を里親が自力で家族内の関係調整に対処できているので自身の抱える困難と意味づけず、対外的支援の必要を感じられないのだと事例分析で結論づけることはできる。あるいは、公的領域と境界を分け家庭という私的領域で解決を図りたい里親という見方もできるだろう。なお、支援というものは、何か困っている状態に陥ってから必要なものではなく困難な状態に陥るのを防ぐ予防的側面や安心を供与する体勢がなければならないことはいうまでもない。

しかし、事例里親はある程度ケアの問題は困難であって当然であり、それよりもケア以前の問題が大き

2)「ケア」は他の分野でも様々に使用されている曖昧で多義的な概念である。介護や阪神淡路大震災後の心のケア等が注目されるようになって議論が活発化した。例えば、川本(2005)、上野(2008)等を参照のこと。なお、「養護」と「養育」の概念規定は研究者間でも統一されていない。

いことを示唆する。つまり、事例里親が語る「問題」には、里親自身が困っていることや里親個人の問題だけではなく、里子や実親が抱えている困難、あるいは公的機関による里子や実親への援助が十分に行われていないシステム上の問題が含まれている。里親はそれに対して心を痛め何とかならないものかと思悩むことはあるが里親個人が抱える問題とはいえ、まして里親支援の必要性と直截に結びつけられない。構造的な問題に対して里親支援で対応すべきことなのか、という根本的問いが突きつけられていると考えられる。

3-2 情報の不足と里親の対処の特徴

3-2-1 経験的「勘」による決断

里親養育は、里子の受託にあたって措置理由とともに里子の生育歴や実親の概況等を見相から情報を受けることにはじまる。この提供される情報内容と情報量については、各都道府県、各児相、あるいは児相担当ワーカー（児童福祉司）によって差が激しい。本調査事例でも口頭でのごく簡単な委託理由説明からケース概要がまとめられた用紙での説明、ケース会議での話し合い等、様々であった。子どもの緊急保護、緊急委託で児相自体が情報把握できていない場合もあるが、個人情報保護を理由に見相が意図して、あるいは業務多忙で時間が割けないとして、里親に対する情報提供に抑制的である傾向³⁾は否めない。受託時から情報が不足していることは、里親やその養育にどのような影響を与えるといえるのだろうか。

調査者：(略) マッチングですけど、A⁴⁾さんとこのご夫婦が何回か児相に足を運ばれたんですか？

里親：いや、我々は、足を運ぶってことは(略)一回会えば、その子もわかるしこっちのこともある程度わかってくれるという何かを感じるんですね。(略)「次、来たいか？」って聞いたらもう「来たい」って言うんですよ、ど

の子も。だいたいそんな感じです。(略)ここに連れてきて家の雰囲気を見せて(略)そういうパターンにする。

(略) マッチングは一回だけなんです、次のマッチングの時はもうこっちに来る。(略) 言ってみれば、どんなパターンをもってる子というのをね、詳しく聞けないであずかってしまうことの方が多い。でもあずかってきたからそういうこと(問題行動)が出るんですけども、出たら出たで、我々も一緒に話し合っってそういうことを解決していこうってしますんで、(略) やっぱ課題をね、持っている子なんで、何かあって当然やという気持ちがありますんで。

正式受託までの試行期間、マッチング過程において、里親が一時保護所や施設に通い、子の様子の観察、子との関係の道筋をつける、子の意思確認を行う。そのやり方は各里親に任されていることが多い。里親は、提供される十分な情報がないなかで受託を決意しているが、決意に至るまで自分なりの情報収集力、行動力、研修で得た知識、里子受託経験や実子を育てた経験等からくる「勘」⁵⁾で対処している。

調査者：(略) (マッチング期間が)長いですよ。交流も長いし、頻度も多いですよ。

里親：私が勝手に行った。

調査者：「何回か来てください」というわけではないんですか。(略)

里親：私も初めてだったので、すごく不安で。児相に行ったこともないので、雰囲気もわからないし。あの、なるべく子どもの様子も見たかったので、あの、結構、趣味といたら、趣味みたいなもので。

調査者：希望で(ということ)？

里親：そうです。(略)

調査者：で、行かれていて、もし「B君はうちに合わないわ」というのがあったらお断りするの、あり？

3) 養子縁組希望の養子里親に対しては、特に、個人情報保護の観点からだけでなく、子の福祉という理由から、障害の可能性等リスクある情報を伏せることが行われている。子の引き受け手が現れない、あるいは子の選別が無用に行われることを避けることが意図されている。法改正前、養子里親と養育里親との区別が明確に意識されていなかったため、その影響が続いていることも考えられる。

4) 事例中のアルファベットは調査対象者の個人情報保護の為、里親・里子の名前や施設名等固有名詞に対して本論掲載順で機械的につけている。また、研究の目的から、掲載事例内容の断片と断片が特に同一事例かどうか指示する必要はないことから、各事例の全体概要は示しておらず、事例と事例の間に設けた一段空白は同一事例でなく別事例として扱うことを示している。他の表記法としては、「・・・」は語りのなかの沈黙部分、「？」は疑問符、()内は筆者が加えた補足的説明内容、●は事例が特定されないように筆者が意図的に伏せたことを表している。(略)は里親の語りの文脈を損なわない程度に個人情報保護目的と本論の紙幅の関係上、省略したものである。

5) ここでいう経験的「勘」は、単なる当てずっぽう的な感覚を意味していない。里親のこれまで得た知識や経験、個人特性が合わさって生み出されたもので、専門職者の技能artに近い意味である。

里親：あり、と聞いていたんです。お断りというのは。
 (略) たまたまBちゃんの場合は、児相が結構強く、
 この子は、施設でもまれるのはかわいそすぎると言って。
 (略) それをお父さんに説得、言わはったんです。

上記別の事例里親は、児相の意向を聞いてはいるが、一般的に情報不足のうえ児相の里親選定と委託理由は曖昧で援助方針も里親には示されないことも多く、特に受託初めての里親には判断が難しい。全国的に里親委託率が低く里親登録しても何年も依頼がない里親も多いなか、児相から打診があった最初に引き受けなければ再度委託依頼がこないのではないかという強迫にかられやすい背景もある。

一時保護所や里親委託前に措置されていた乳児院・児童養護施設から、子どもの発達状態や習癖、性格特徴等の情報もたらされることもあり受託判断の参考になるが、施設での集団養護の状況、環境が大きく違うため、里親にとって自分の家庭に子どもが適応するのか予測困難であり、最終、「覚悟する」「腹をくくる」かたちで受託する。委託の打診は児相からであるが、児相の見解に従ってというより受託の最終判断は実質、里親といえ、子どもの意思確認も里親がする等、里親の側からみて児相が責任をもつという構造になりにくい。

3-2-2 児相の里親家庭理解の不足

だが、果たして事例里親らは、児相や関係機関・施設の助言や決定に委ねることを求めているといえるだろうか。マッチングは里子のみならず里親家庭のこともよく把握したうえで専門的評価と計画を立てねばならないが、実際、今の児相にそれを求めることができるだろうか。里親の児相の判断への信頼が前提となる。

まず、児相と受託前、受託時に話し合いを十分にしている里親は決して多くない。なぜ委託依頼されたか、委託里親として選ばれたと思うかとの調査者の質問に対して、事例里親らは、知らない、わからないと言い、これまでの受託経験が認められ、信頼されていることはあるのかもしれないと答えるにとどまる。児相側の意図はそれなりにあったとしても少なくとも里親には十分に伝わっておらず、マッチング過程は里親にとっては多くの場合不明確である。

調査者：ただ情報は少ないと思うんですけど？児相から里親さんに(略)。

里親：情報は、でも、どこでも少ないものじゃないんですか？たぶんどこの県でも。与えられるものですか？

調査者：県によってそれぞれ違うようにはちょっとお聞きしてるんですけども(略)。

里親：ああ、たぶん普通のお家では厳しいぐらい情報量は少ないですね。

自身の家庭の特徴をよく知っているのは里親本人に他ならず、その自分の判断の方が児相の判断より信頼がおけるかもしれないのが実情である。

里親：(略) うちはそのいう意味では、来る里子さんによってはうちには向かないかもしれないけども、(実子と)一緒に育てるといふのをやりたかったんですね。

里親：寝室の部屋は親の部屋、娘の部屋(略)しかなくて、(略)だからまあ、基本やっぱりうちは小さい子向きかな、おあずかりするおさんは。私達とか、まあ、下の子がまだしばらくは小っちゃい子と「並んで」してくれるんで。

情報不足は言うまでもなく受託初期の段階から里親の不安を引き起こしかねないだけでなく、その後の不調の危険因子ともなりうる。里親が求めている最低限の情報、例えば子の被虐待歴や障害の可能性等、今後の養育に大きく影響してくる情報さえ保障はされていない。

里親：●年(略)に来たケースも措置の時、この話(虐待)がなかった。保育園のケース会議で初めて知った。「ここまで言うたらやめるのでは、と児相が思ってるのでは？」という里親さんがいえる。やると決めたらみんな引き受ける覚悟でやりますというのに・・・。

里父：(略)今は(略)あの子も「肩車して」という。腰やられるで。(略)膝の上にものってきます。(略)●虐待の子ということ、やっぱり気にせんと。(略)全然そんな勉強もしんと(しないで)無謀なこと(養育)しているんですね。

里親：児相で再統合の何とか、たまに家に帰るのも再統合の一つ、いうて、えー、たまに帰るのも再統合？「将来的に再統合」というのは今の児相には(発想が)ないんやわ。そうやったら段階的にこっちが(計画を)立てて、どうですか、って打診、修正していく、それしかしょうが

ないかなと思ってる。(略)

調査者：措置理由のことと委託受ける時に自立支援計画ありますよね？

里親：自立支援計画を立てるにはどういう事情でここに来たかがわからないと立てられませんよね。もうちょっときちっとした情報開示があって家に帰る可能性があるのか、そこを押さえとかないと、足元から（養育が）変わっていく。

3-2-3 人知を超えた「縁」と子どもの変化可能性

さて、事例里親らの場合、経験的勘による独自の判断とともに、「縁があった」、自分の希望通り里親ができることは一種のラッキーと肯定的または人知を超えたこととして受託を捉えている面がある。また、どんな子であっても困っている子がいるなら引き受けよう、どこにも当てがえない逼迫した事態に自分が役にたてるならという使命感があり、負担感よりも子どもとの出会いにある種の期待感をもって対処している。子どもに関する有用な情報がなく今後の予測がつかなくても、自分が引き受けたいから引き受けたのであり、自己決定した以上、付随する全部の面倒と負担を含めて引き受けたと捉えている。

里親：(略) 児相にやってもらいたいという里親さんがいるのは確かだとは思いますが、やっぱりあずかる以上は、そこが線引きは難しいですけども、県からあずかるわけだけど、自分の子として育てるわけですよ、その血のつながりじゃなくて。だったら、やっぱりそれくらいはお医者さんや学校に対しては自分で説明できるのがプロの里親だと思えますよね。だって、その、いちいちそんな人に頼んでも。だから、私は本来はそれは里親のその仕事としての部分だと思えますよね、そういうことを含めて。ご飯やって寝かしてだけが仕事じゃなくて、(略) そういうちょっと煩わしい人間関係も込みじゃなきゃ、やるべきじゃないしやれないと思うので、そこに関しては私個人の意見としては、自分でちゃんとやるべきだと。でも、だからこそ、その前の情報とか、自分でゲットできない情報なり、帰した後もらえない情報なりはきちっとくるとか、(略) があった方がいいと思う (略)。

また、児相に対して期待を放棄しているばかりでなく、誰もが予測不可能という捉え方も一方でなされている。人間や子どもに対する深い理解がある里親ほ

ど、他者を本当に理解することは誰にもできないという前提をもち、年齢や程度問題はあるが子どもはそもそも発達途上の人間だから予測不可能は当然と捉え、受託前に情報が不足していても純粹に先入観をもたず里子と向き合えると捉えている一面もある⁶⁾。

里親：小学生とか中学生になったらもっといろんな情報がほしいのかもしれない。乳幼児に関してはいろいろ聞いてもわからないじゃないですか、実際。よく、あの、「うちの子はすごいおとなしいんです」とか逆に「やんちゃなんです」ってお友達同士でも聞くけど、それって必ずしも親の言うことって当てはまらない (略)。当てはまらない時もあるし、だから、あまり当てにしてないです (略)。逆に乳幼児って素のままだから、その子と1日いたらだいたいこの子って言うこときかないとか (略) わかるし。

3-3 子どもの抱える「問題」への対処

3-3-1 里親による里子の「問題」発見

受託してから、里親は里子と直接関わることで理解を深め情報不足を補う。事例里親らは、里親研修の他に各種の里親以外の対象者を含む研修にも積極的に参加し、要養護児童や子どもの一般的理解、問題行動への理解と対応を学んでいる。特に受託初期の子どもの試し行動、里親が里子対応に慣れていない頃は、研修で学んだ知識が問題理解と対応の工夫につながっていると実感している。それはある程度予測通りであり、むしろ恐れていたよりも拍子抜けするくらい問題が起こらない、長引かないこともあるという。

ただ研修内容は近年、工夫が積み重ねられてきているとはいえ、研修に関する情報が系統だてて提供されないこと、里親個人がその時々に関心に沿って選択していることもあり、自分の求めている内容ではなかった、あるいは部分的に自分の養育に取り入れても効果が薄いと感ずることも少なくない。それでも事例里親らは熱心に技術向上を求めて、なかには全国各地で行われる研修を里父も里母も受講し、そのような個人的努力も背景に里子理解を深めている。一般には子どもを連れあるいは託児を頼んでまで研修に参加できない里親も多く、十分な研修を受けるには時間や経済的余裕等の特定の家庭要件があるといえる⁷⁾。

一方で、里子と接するほど、受託の際に想像できなかったような問題、課題背景があることにも里親は気づいていく。

6) 和泉 (2006) によると、里親は自分の知らない「過去」の時間をもっている子どもに対して、その行動の原因がつかみにくい等、子どもとの間の空白の時間をどう埋め合わせていくのかという課題を抱えているという。

里親：(略) 発達障害は、本当にあんまり気になったんで。●年生の半ばくらいやったかな。

調査者：児相で？

里親：児相で受けさせてもらいました。親の同意がいるということで。お父さんも(略) うすうす感じていたようなんです。だから快く了承してもらって受けることができたん。

調査者：いくつの時ですか。

里親：小学校●年。●歳かな。はい。

調査者：で、保育園の時からもうやっぱり。

里親：保育園の時はあんまりわからなかったんですね。こんな子も普通いるやろという感じで。そこが発達障害というのか。色々名前とか出てきているけど、どんな症状がそんなんか、最近になってというか去年くらいから講習を受けに行つて、これは、発達障害なんやと思って。全然それまで知らなかった。

児相は委託時だけでなく委託後も継続的に里親里子に関わる義務があるが、その関わり方や頻度も各児相、担当者、事例によって差異が大きい。里親が児相から新たな情報提供やフィードバックは得られにくい場合、里子の変化、問題への気づきは、ほぼ里親の力量にかかってくるといってよい。

調査者：歪みがあるんですか？

里母：歪みがある。(医療機関に)聞くとやっぱり。私いつも、ほれ、●(身体の一部)がいつもこうしてるって言ってたでしょ？あれ、C(施設)に行ったんですよ、主人と。(略)(里子と実親が)住んではったとこ。で、ケースワーカーと主人と私と3人で行った、その当時のことを聞きにいったんですよ。(略)そしたら、ベビーカーに一日乗せて、お母さんがほつき歩いてはったんです。(略)だからいつもこんな●の状態、(略)その整体の先生いわく●も歪んでいるし、で、「ここがもうパンパンや」言わはるねん、●が。(略)

上記事例では、里親からの要望で、児相担当ワーカー(児童福祉司)同行のもと、里子と実親がかつて利用していた施設を訪ね里子の問題原因が探られている。このように事例里親らは粘り強く児相に働きかけ、多忙である児相に気遣いながら連絡をとる手間と煩わしさを乗り越え、自分の疑問・意見と不安を伝えている。児相ワーカーが定期的に家庭訪問や連絡をとっている場合は概して少なく、異動で担当が入れ替

わることも多い。そのため里親は児相と里子についての共通理解がもちにくく、ますます相談し難くなる悪循環の側面がある。

里親：ケースワーカーは、一年に一回(の接触)。

調査者：同じ人ですか。Dちゃんがこちらに受託された時の。

里親：違います。

調査者：どれくらい？

里親：えっとね。一、二、三、今のところは三人ですね。去年から引き続いてやってもらってるんで。今の方は二年になるかな。珍しいんです。大概一年で異動ですからね。はい。

調査者：よく通じていますか。初めの頃からの、こう、D君のこととかEさん(里親)とのやりとりとか。

里親：だから、おんなじこと。ケースワーカー代わるたびに、「最初来た時はどうでしたか?」「資料読んだらどうですか」と思う時もあるんですけど。そっちに重要な資料あるやろという気持ちはあるんですけど。

里親：こんだけ(児相の)職員さん代わらはったら、今、Fの時の職員さんが一人しかなく、代わられたら誰もいなくなる。直接関わった人とそうでない人は全く違う。書類で見ると直接会ってくださっているのでは全く(理解や対応が)違いますものね。

3-3-2 「専門家」不在と地域関係機関との連携

子どもの発達、心理、健康に関する基本的情報さえも受託の際に情報不足である問題もあるが、実は里親家庭に措置されたことで子どもについて発見できる種類のことも多いと考えられる。すなわち、里親委託措置前に、実親がネグレクトしていたり、以前利用されていた施設の集団養護では子どもの詳細な特徴、ケアに関する情報が不明のことも多く、それに対して里親の個別的関わり、日常の手厚い注意と観察、家庭環境における子の適応変化を通してわかることがあるためである。

これらは、場合によって、児相の心理判定や施設養護では見逃しやすい細かな点で、里親が他の専門職者より把握することができる可能性も高い。また、里子の年齢や発達、心理状態によっては里親家庭で里子が激変することもある。

そして、里子自身が里親との密な関わりのもと、これまでの生活や思いを里親に打ち明けることもある。

7) 里親家庭の所得は一般家庭の平均所得より高い(厚生労働省2009)。もちろん、家族員の協力等所得以外の要件も問われる。

そこから児相さえ把握していないような虐待その他の子どもが抱える重大な問題が発見されることも少なくはない。

里親：最低限の掃除の指導とかをしてくれると思うんですけど。そんな状態でない。(略) 生理の始末は、教えはったみたいですよ。(施設) 職員さんが。

調査者：ご飯の用意とかもしてたんですよね？

里親：ご飯の用意もしていた。一日二人で食費は1000円と決められていたと言っていた。

調査者：(施設で) 決められていた。

里親：そう、そう、そう。それで、やりくりしようということなんでしょうね。それで、お母さんと一緒にお買い物に行っていたと言っていました。

調査者：その時も、Gちゃんは、学校に行き渋っているということがあったんですよね。

里親：そうです。私も、学校にいつくらいから行ってないのかな。何かGちゃんのなかに、何かトラウマがあって行けないというのかなと思って。(略) いろいろ聞いたりもしたんですけど。「何かいじめられたりしたのあったんかー」「何か嫌なことGちゃん言われたんかかなー」とかいろいろ聞いたんだけど。「覚えてないー」と言うたんです。多分、きっかけは色々あったと思うんですけど。それを、やっぱり家庭の中でフォローできなかったというのが(原因だろう)(略)。

また児相の他に、里子が以前利用していた施設等の専門機関から直接、情報提供を受けることは里親にとって一般的に簡単なことではない。しかし、事例里親らの場合、独自のネットワークで専門機関とつながり助言を得ている。ただ、「専門家」に専門的見地から助言を得ても里親らの見解と相違することも意外と多く、相談したがため、より里親を戸惑わせることもあったり、「専門家不在」を感じることもあるようだ。

里母：(略) 扱い方ちょっとわかってきたし。でも、あれ、もし、試し行動だとしたら、なおして行ってやらんと私は、あかんと思う。100パーセント言いなりになるのが100パーセント私は愛しているよ、受け入れているよということと違うやろうと思うんやけどね。でも(略) えらい先生はそう言うてるのかなあ？私思うのね、そういうこと書いている先生？一回一人里子、難しい里子あずかって帰りはったら絶対書くこと変わってくると思う。それは思いますよ。ケースワーカーかってね、一回、里子あ

ずかってみて思う。絶対そうでないと里親さんの気持ちは理解できないと思うわ。

養護、特に施設養護ではなく里親養護に関する「専門家」の助言を得た方が望ましいことは言うまでもないが、日本では確かに根拠に基づいた(evidence-based)里親養護実践研究は進んでいない。ただ、そこまでは望めなくても身近に相談できる存在がいること、同じ子どもを見ていた専門家と話し合えることは子ども理解を深め、自分の養育の振り返りや検討・工夫につながる点、里親に感謝されていることも確かである。

里親：(略) 私もなんかあっても最終的には自分やろなって思います。・・・まあ、傍にまあ、いろんなことを忠告してくれる人がいっぱいいるし、けんかばかりしてるけど。でも言うてくれはらへんようになったら終わりやしね。(略) 私は絶対自分が正しいとは思ってないし(略)。で、試してみようっていう、ああ、ほんで、やっぱりあかんわとかね、よかったかってね。

調査者：チャレンジされるところがね。

里親：そう。頭からそんなあかんやんとは思わないんです。とりあえずこんだけ言うてはるんやし、やってみようか。(略)

保育所、幼稚園、学校といった地域の関係機関もまた子どもに関わる専門機関である。概して事例里親は地域関係機関は里子をよく見守ってくれるという。あるいは少なくとも里親と関係のとりやすい保育所に転園する等の対処ができていた。だが、これら地域の関係機関は里親制度への理解が深いとまではいえず、里子や里親に対する配慮が特別に設定されているとは必ずしもいえない。

つまり、もともと子ども全般の理解深い教師との出会い、子どもたちの教育・保育を熱心に取り組んでいる園、学校、地域であることが里子里親に対しても適切かつ良好な影響をもたらしているわけである。もちろん事例里親の場合、複数の里子受託経験でこれらの機関と継続して関わっているため関係が深まっているという側面はある。とはいえ、教師・保育士が子どもの個性に適した教育・保育を行い、効果が認められること、学校等から里子の様子が里親に伝わり両者が話し合える機会をもてることは、里親養育の一つの大きな安定要因であるといえる。

また、地理的アクセスに支障ある県内であるが、定

期的にあるいは比較的頻度高く地域里親会を通して里親仲間と接触機会をもっている事例里親が多い。里親同士の情報交換により、他の里親の体験談から自分に起こりうることを予測できることで困難を回避し、相互に励ましあうことで里親の精神的支えになっている。しかし、里親同士の交流は、地域に受託里親数が少なく里子の年齢、背景等の差異が大きいと自身の参考例とならないことも多いことや不調事例を聞くことで不安を招くこともある。

3-3-3 不確実性は続く

里親養育には、ある種終わりが無いと感じている里親がいる。受託時に援助方針や計画が見相から伝えられず見通しがもてないこと、また、ケア特有の性質であるが、その里子にとってよい養育であったかどうか確信が持ちにくいところがあるためである。里子受託は単なる公的な仕事として割り切れるものではなく「感情ワーク」⁸⁾であり、里親養育は措置解除後も里子のことが気になる、気持ちの切り替えが難しい性質がある。しかし、里子のその後についても見相その他から報告・情報提供がなかったり、見相自体が実親家庭及び里親家庭に対してフォローしていないこともあり、最後まで不確実性を抱えながら終了、措置解除になることが多い。

調査者：特に見相の方からは？

里父：何もない。

里母：お母さん（実母）が引き取れるようになるまでって。

調査者：そんな漠然と？

里母：うん。そんなん、あの様子見てたらそんなもんありえない。

里父：だから、さっきも言っていましたように、Hがある程度自分でできる、自立できるような状況になった時にやったらまあまあお母さんとこへ帰ってもいいかなという気がしてるんですけどね。

里母：でもお母さん、なあ、ちょっと、たとえ一日半日でもそういうところでね、働いてね・・・。

里父：まあそこまで（要求するのは無理だろう）・・・。病気や。（略）精神的な病気はよくわからないしね、見えないからね。

また、里子や実親が抱える問題はそれ程簡単に軽減・解決できないものである。里親は、里子や実親と関われば関わる程、その問題の深刻さを感じ、自分の養育が果たして里子及び実親の抱える問題にとって解決の糸口となりえているのか、そもそも措置そのものが正しかったのかとまで考えこまされることもある。

里親：（略）この子は養子に行った方がよかったのにと主人と言ってるんです。子どもがいてはらんところで、すごい大事にしてくれはるとこあるし。

里親：娘がこの頃ね、（略）「I（施設）にいた方がJにとっては幸せやと思うわ。帰したり。」って。この間。Jが嫌やとかそんなんじゃないでね。（略）そやけど長い目で見たらなあ、なあ？どっちが幸せなんやろね？

4. 養育里親支援とは何か

4-1 連携と支援とのバランス

なぜ事例里親は資源や支援システムが確立していないなかで比較的安定した養育を継続できているのか。周囲の環境に「偶然」恵まれている要素とやはり個人的力量が大きいと思われる。ケアというものは、そもそも個人の力や特性に依存する性質をもつ。そして、里親が周囲の環境に積極的に働きかけ自分自身が対処できる場所と他に解決を求めるところの境界をそれとなく意識しているということがある。つまり、自分の役割分担を心得、見相、地域、家族の中での対処を図り、一人で抱えこんではいない。

事例里親は、そういう意味では、周囲の人々との役割分担のもと「抱え込まない」理想的なモデル、いい里親として評価されるかもしれない。だが、里親の意識では里子を常に心配し日常的に見ているのは自分や里親家族において他にいない状態であり、自分がやるしかないという責任感が大きい。自分が抱え込まざるを得ない、わからないことも含め引き受けねばならないというイメージである。

ただ、見相その他関係機関・施設との連携がうまくいっている事例では、里親も公的機関と大きな責任をシェアしているイメージで捉えていたように思われ

8) 対人サービス労働者（医師、ソーシャルワーカー、保育者等対人援助職含む）が仕事のなかで「共感」等の適切な感情を求められる「感情労働」を担っているのと同様に、里親も上記専門職と異なる面があるが、自分の感情を提供・管理している面があるという意味で「感情ワーク」という表現を用いている。A・Rホックシールド（1983）を参照。

る。それは里親に対する公的機関による「支援」というよりも、それぞれの立場、役割分担から里子を見守り働きかけ、里子もそれぞれの援助を受け入れ効果が認められるもので、「連携」や「パートナーシップ」と捉えた方が適切である。里親は子どもを日常的に見ており、公的機関よりもよく把握している側面もあり支援対象としてより公的機関と対等な立場で捉えることもまた必要である。公的機関は里親が把握している情報を評価し、機関の行う里子援助に利用、里親にフィードバックする、対等な意見・情報交換を行うべきであろう。

里子の援助や実親への支援については本来、里親養育それ自体で成り立つものでない。各関係機関で構成されるチーム制による援助体制の想定が適切であろう。そして、もし里親が不調という事態に陥りそうでも他でカバーする体制がなければならず、里親失格のラベリング、里親の個人要因に帰するのではなく構造要因、児相はじめ、チーム援助の失敗、あるいは制度上の限界として見直す必要がある。

ただし、里親は他の公的関係機関・組織と違って社会的立場が弱い面があることを留意する必要がある。このことを里親の「要支援」の状態と仮に捉えるならば、ある程度専門研修でトレーニングを受けたとしても里親個人の能力や意識の問題ではなく、「一般の家庭」以上に求められる働きについての相応の支援が必要ということである。

さらに公的機関が十分機能していないなかで、余計な負担、ストレスが里親にかかっている現状があり、それは、正確にいうと里親の抱える問題ではなく、構造的問題が里親養育を通して浮き彫りになっている側面がある。それに対して、「里親支援」という解決法でよいのかと問われなければならない。そういう意味では、一見、理想的とみえる本論事例も他の不調事例と同様、津崎（2005）が指摘するような構造的問題が大きく表れている。

また、里親は行政・公的機関にとって支援対象でありかつ子どもと実親にとって問題解決の社会資源としての位置づけにある。「一般の家庭」でありながら公的性格を要求される里親という特殊な立場（和泉2006）において、里親支援という名のもと、行政の代替機能化や下請け化、公的責任の軽減につながらないように考えることも必要であろう。

4-2 里親のニーズ

さて、前章で事例里親が情報不足のため「不確実性

の引き受け」状況におかれていることを見てきたが、結局、里親が求めている支援は、統計調査的分類でいうと、公的機関からの情報提供、十分な研修参加機会、専門機関による助言のニーズ等とみなされるのであろうか。里親は確かに「不確実」を少しでも縮減することにより見通しや覚悟、準備をもってケアに取り組めるだろう。ただ、先に見てきたように、「確実」にしていくことが難しい領域であることを了解しているだけに、その思いは複雑である。

そして、情報提供その他のニーズに今までより以上に応えられたとしても、他の状況が改善されていなければ、それは、里親にとって養護の見通しや里子理解、スキル向上につながると同時に、より自身の判断力がさらに問われ、責任感の増幅、「問題」にさらに取り組む負担と不安を呼び起こすものとなるだろう。

だが、パターンリズム的に里親の不安を引き起こさないために情報抑制をすればよいというわけでもない。どの程度の情報共有、里親養育の専門化がどの程度必要かという議論が求められる。また、情報はないよりはあってしかるべきだが、多くの研修も含めて、一方的な情報提供や助言が望まれているわけでもない。「専門家不在」のなかでの適切でない不十分な情報提供や偏った助言ではなく、対等な関係での情報交換、開かれた話し合い、問題共有こそが求められている。

ここで誤解のないようにニーズの捉え方について確認するが、里親の一人ひとり感じるニーズに応えるべきだと本論は主張しているわけではない。古典的福祉ニーズ論では、個人的に感じているニーズと社会的に定義されたニーズが異なることが知られている。里親個人が必要を感じていなくても、養護を遂行するうえで社会的に里親に必要とされるニーズがある。例えば児相と連絡をとる必要がないと感じているから連絡しないという里親もいれば、頻繁に連絡を取りたい里親もいるだろう。このように里親の個人的に感じているニーズは多様であっても、児相との日常的連携が重要とみなすならば、連絡を頻繁にとれる手段がニーズとなる。里親の立場だけでなく里子にとって何が重要かという視点がそこに含まれている。

一方で里親個人の思いを汲み上げないニーズ論も当然、問題であり、里親が切実に求めていることに耳を傾けるべきであるし、もし、公的機関との意識のずれが認められるならば、両者のずれを調整し、里親に働きかける装置が要るだろう。

4-3 里親支援ニーズと今後の課題

さて、里親支援とは何かについて、まだ論点は整理されていない。庄司(2010)は、里親支援が必要だとする社会の要請を疑問なくそのまま受け入れるのに「違和感」を感じるとし、里親支援は里親への支援ではなく里親養育がうまくいくようにする里子のためのものではないかとしている。

だが、里親養育がうまくいくとは何を意味するのであろうか。

里親養育の安定・維持は、里親の努力で成り立つ部分とそうでない里親のコントロール外の部分一児相のマッチング過程にはじまる里子や実親家庭に対する援助や里親里子を取りまくフォーマル・インフォーマルの資源で成り立っている。また、制度上の矛盾やシステムが機能していない問題が里親に負担やストレスを与えていることも影響する。

そして、事例里親らは自らの家庭で安定したケアを提供するだけでは里子にとって不十分な援助と理解していた。特に実親との関係、家族再統合、里子自身の自立課題や障害、トラウマ等重い問題についてどう対応するかという課題と向き合っている。

公的機関のこれら問題に対する里子への援助が乏しい場合、情報や権限、専門技術も乏しい里親個人が対応することは難しい。しかも対応できないからといって日常接している里親は見過ごすこともできず、里親養育に直接影響することもあり、どうしようもないジレンマにたたされる。例えば、被虐待体験ある里子に心理治療が必要であってもその対応資源が見つからず、里子に対して配慮しながらのケアを里親が困難ながら担っている場合等がある。

このような里子の抱える問題に対応するにあたって、里親の専門化や里親の感じている負担に対する心理的な支援をするだけでよいのか、「里親支援」という方法が唯一の選択か問われることが必要であろう。児相その他の専門的心理治療が里親養育と並行して行われている事例と比較すると、里親養育の安定と里子への援助効果に大きな違いが出てくることは言うまでもない。

もちろん、社会資源は一朝一夕で整備されることはない。誰かが今ここにある問題に対して対症療法的対応が迫られる現実がある。それは今日では、里親だけでなく里親支援機関事業を行う施設その他が対応できるようになってきている。今後はさらにそれら施設が行う里親のみならず里子への直接的援助も含めての内容の充実・多様化が求められる。

児相も今後、2011年3月に厚生労働省から出された「里親委託ガイドラインについて」通知及び同年9月の「『里親委託ガイドラインについて』の一部改正について」通知により、里親委託についての認識を変えていき、取り組み方も改善、標準化されていくであろう。

里親支援は、いうまでもなく子どもに対する援助の一環である。里親支援を考えるにあたり、要養護児童、子ども全体に対する援助体制が問われ、子どもの最善の利益の視点を常に忘れないように理論的検討が更に深められる必要がある。本論は里親の実態の側面から里親支援そのものについて問い直したが、これからの動向を見据え、今後の調査研究でさらに検討を加えていきたい。

〔付記〕

本稿は平成22年度～平成25年度科学研究費補助金(基盤研究(C))『里親養育に関する社会的支援モデルの開発研究—縦断的・質的調査を中心として』(課題番号22530643)の研究成果の一部である。

〔謝辞〕

調査にご協力いただいた里親の方々、及び関係者の方々に厚く御礼申し上げます。特に、研究目的にご理解を示してくださり、事例掲載を快くご承諾いただきましたことを心より感謝いたします。

〔引用・参考文献〕

- 青木豊他(2008)「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」『平成19年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)』, 647～664
- 安藤藍(2010)「里親経験の意味づけ—子どもの問題行動・子育ての悩みへの対処を通して」『家族研究年報』35, 43～60
- Hochschild, Arlie. 1983; *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling: the University of California Press.* 石川准・室伏亜希訳(2000)『管理される心 感情が商品になるとき』世界思想社
- 和泉広恵(2006)『里親とは何か 家族する時代の社会学』勁草書房

- 川本隆史編（2005）『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ』有斐閣
- 木村容子・芝野松次郎（2006）「里親の里子養育に対する支援ニーズと『専門里親潜在性』の分析に基づく専門里親の研修と支援のあり方についての検討」『社会福祉学』47(2), 16～30
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2009）『児童養護施設入所児童等調査結果（2008年2月1日現在）』
- 森和子（2008）「家族として生活することの意義についての一考察—里子と親子関係を築けなかった経験を持つ里母の語りから」『文京学院大学人間学部研究紀要』（文京学院大学総合研究所）10(1), 49～68
- 森和子（2001）「養子縁組里親・里子の親子関係形成への援助に関する事例研究—児童相談所の里親委託における援助システムの構築に向けて」『生活社会科学研究』（お茶の水女子大学生生活社会科学研究会）(8), 57～71
- 森本美絵・野澤正子（2006）「里子Aの成長過程分析と社会的支援の必要性：里親家庭Cへの継続的インタビューを通して」『社会福祉学』47(1), 32～45
- 太田加寿子・坂本和子（2002）「専門里親と里親支援事業について—養育里親の立場から」『新しい家族』40, 83～100
- 櫻井奈津子（1997 a）「里親養育への支援 東京都養育家庭制度における児童委託の状況から」『世界の児童と母性』43, 22～25
- 櫻井奈津子（1997 b）「養育家庭への児童委託 措置変更ケースを通して里親養育への支援を考える」『新しい家族』31, 67～87
- 芝野松次郎他2003年度～2005年度文部科学研究費（日本学術振興会）萌芽研究『被虐待児のケアと育成を担う専門里親のニーズ把握とIT活用支援プログラムの研究開発』（主任研究者：芝野松次郎）
- 庄司順一（2011）「乳児院における里親支援」『子どもの虐待とネグレクト』13(1), 56～78
- 庄司順一（2010）「里親支援の今後の展望」『世界の児童と母性』69, 9～12
- 庄司順一（2003）『フォスターケア—里親制度と里親養育』, 明石書店
- 庄司順一他（2002）「里親・養親への養育支援」『厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書』平成13年度（5/7）
- 庄司順一他（2000 a）「児童福祉施設におけるケアのあり方とマンパワーに関する研究—里親への支援のあり方に関する研究（3）」『日本子ども家庭総合研究所紀要』36, 59～71
- 庄司順一他（2000 b）「児童福祉施設におけるケアのあり方とマンパワーに関する研究—里親への支援のあり方に関する研究（2）」『日本子ども家庭総合研究所紀要』36, 59～71
- 庄司順一他（1999）「児童福祉施設におけるケアのあり方とマンパワーに関する研究—里親への支援のあり方に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』35, 33～39
- 園井ゆり（2010）「里親養育の必要性和新しい家族としての養育家族」『活水論文集 人間関係学科編』（活水女子大学）53, 19～40
- 津崎哲雄（2005）「わが国における里親制度の基本問題～宇都宮里子傷害致死事件に学ぶ～」『福祉社会研究』（京都府立大学福祉社会学部 福祉社会研究会）4・5, 1～19
- 上野千鶴子他（2008）『ケアという思想（ケア その思想と実践1）』, 岩波書店
- 山口敬子（2009）「里親委託制度における支援体制のあり方に関する一考察」『社会福祉研究』106, 115～121
- 養子と里親を考える会（2005）「被虐待児受託里親の支援に関する調査研究（その2）」『新しい家族』46, 2～47
- 吉澤英子（1987）「わが国における里親制度の現状と問題点」『東洋大学社会学部紀要』24(2), 7～193
- 湯沢雍彦（2004）『里親制度の国際比較』 ミネルヴァ書房
- 湯沢雍彦他（2004）『被虐待児受託里親支援に関する調査研究』平成15年度 児童環境づくり等総合調査研究, 子ども未来財団
- 湯沢雍彦他（2003）「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」『厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書』平成14年度（8/11）
- 湯沢雍彦他（2002）「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」『厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書』平成13年度（6/7）